

施 策		【1. 子育て・生活支援】	
No.	1-1㉞	項 目	保育所等での子育て支援
担当課	保育・幼稚園課		

事業概要

事業	ひとり親家庭児童の保育所等の優先入所事業（保育料の一部軽減）
内容	保育料については、世帯の市民税額による応能負担となっているが、松山市では、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図っており、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、無料としている。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績																
取り組み 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯について、入所の優先度を引き続き高めた。 ひとり親世帯のうち市民税所得割額が77,101円未満の課税世帯について、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図った。 市民税非課税世帯のうちひとり親世帯は、公立保育園の一時預かり利用料金を全額減免し、負担軽減を図った。 <p>(令和5年3月現在)</p> <table> <tr> <td>ひとり親家庭児童数</td> <td>885人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料無料児童数</td> <td>829人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料軽減児童数</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>全児童数</td> <td>8,523人</td> </tr> </table> <p>(認定こども園、地域型保育含む)</p>	ひとり親家庭児童数	885人	ひとり親家庭保育料無料児童数	829人	ひとり親家庭保育料軽減児童数	45人	全児童数	8,523人	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯について、入所の優先度を引き続き高めた。 ひとり親世帯のうち市民税所得割額が77,101円未満の課税世帯について、国が定めた徴収基準額より低い額とし、負担軽減を図った。 市民税非課税世帯のうちひとり親世帯は、公立保育園の一時預かり利用料金を全額減免し、負担軽減を図った。 <p>(令和6年3月現在)</p> <table> <tr> <td>ひとり親家庭児童数</td> <td>858人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料無料児童数</td> <td>790人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭保育料軽減児童数</td> <td>68人</td> </tr> <tr> <td>全児童数</td> <td>8,758人</td> </tr> </table> <p>(認定こども園、地域型保育含む)</p>	ひとり親家庭児童数	858人	ひとり親家庭保育料無料児童数	790人	ひとり親家庭保育料軽減児童数	68人	全児童数	8,758人
ひとり親家庭児童数	885人																	
ひとり親家庭保育料無料児童数	829人																	
ひとり親家庭保育料軽減児童数	45人																	
全児童数	8,523人																	
ひとり親家庭児童数	858人																	
ひとり親家庭保育料無料児童数	790人																	
ひとり親家庭保育料軽減児童数	68人																	
全児童数	8,758人																	

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-1㊦	項 目 保育所等での子育て支援
担当課	保育・幼稚園課	

事業概要

事業	延長保育・一時預かり事業
内容	保育所、認定こども園、新制度に移行している私立幼稚園などに対し、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育する事業に助成する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>【松山市子ども・子育て支援事業計画4年度実績】</p> <p>量の見込み 見込み/実績値 延長保育 3,511人/3,350人 ※年間利用人数</p> <p>一時預かり事業 実績値 (一般型) 44,724人 (余裕活用型) 849人 ※年間延べ利用人数</p> <p>一時預かり事業の実績はコロナの影響により減少しているが、5類移行に伴い、コロナの影響は縮小していくと思われる。</p>	<p>【松山市子ども・子育て支援事業計画5年度実績】</p> <p>量の見込み 見込み/実績値 延長保育 3,443人/3,631人 ※年間利用人数</p> <p>一時預かり事業 実績値 (一般型) 48,606人 (余裕活用型) 1,137人 ※年間延べ利用人数</p>

施 策		【1. 子育て・生活支援】	
No.	1-2㉞	項 目	保育所等以外での子育て支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	子育て短期支援事業
内容	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み状況	<p>※令和4年度から、委託先に7名の里親を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭利用実績 ショートステイ 延べ児童126人・母2人、516日 トワイライトステイ 延べ児童7人、7日 一般世帯利用実績 ショートステイ 延べ児童11人・母0人、38日 トワイライトステイ 延べ児童0人、0日 <p><合計></p> <ul style="list-style-type: none"> ショートステイ 延べ児童137人・母2人、554日 トワイライトステイ 延べ児童7人、7日 <ul style="list-style-type: none"> 申請理由 保護者の疾病…延べ0件 社会的な事由（仕事や冠婚葬祭、公的行事への参加等）…延べ45件 精神的な事由（育児疲れ・ノイローゼ）…延べ48件 家庭養育上の事由（出産や事故、災害、緊急一時保護等）…延べ8件 周知方法 広報や「ひとり親家庭のしおり」に掲載し周知に努めている。 <p>福祉・子育て相談窓口において、父子家庭から寄せられた相談は令和4年度4件、令和3年度9件と少なく、父子家庭の事業の利用までは結びついていない。カンガエルーカフェサイト、ひとり親家庭のしおりやま</p>	<p>※令和4年度から、委託先に7名の里親を追加。令和5年度からは、2名の里親を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭利用実績 ショートステイ 延べ児童194人・母1人、675日 トワイライトステイ 延べ児童16人、16日 一般世帯利用実績 ショートステイ 延べ児童11人・母1人、44日 トワイライトステイ 延べ児童0人、0日 <p><合計></p> <ul style="list-style-type: none"> ショートステイ 延べ児童205人・母2人、719日 トワイライトステイ 延べ児童16人、16日 <ul style="list-style-type: none"> 申請理由 保護者の疾病…延べ0件 社会的な事由（仕事や冠婚葬祭、公的行事への参加等）…延べ32件 精神的な事由（育児疲れ・ノイローゼ）…延べ73件 家庭養育上の事由（出産や事故、災害、緊急一時保護等）…延べ41件 周知方法 広報や「ひとり親家庭のしおり」に掲載し周知に努めている。 <p>福祉・子育て相談窓口において、父子家庭から寄せられた相談は令和5年度2件、令和4年度4件と少なく、父子家庭の事業の利用までは結びついていない。カンガエルーカフェサイト、ひとり親家庭のしおりやまつこ等の配布を通し、事業の周知に努めており、寄せら</p>

	<p>つトコ等の配布を通し、事業の周知に努めており、寄せられる相談は一定数あること、利用実績も増えていることから、周知はできているものと判断している。</p>	<p>れる相談は一定数あること、利用実績も増えていることから、周知はできているものと判断している。</p>
--	---	---

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-2①	項 目 保育所等以外での子育て支援
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	ファミリー・サポート・センター事業（育児）
内容	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあっ旋等を行う。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保つ。より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図る。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<ul style="list-style-type: none"> より使いやすいサービスにするため、平成26年度から利用料の助成制度を開始している。 助成制度は、以下のとおり、ひとり親家庭に手厚い内容としている。 <ol style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（児童扶養手当受給者） 1カ月5時間まで無料 ※令和4年度の1カ月の利用時間実績は 平均3時間33分 ①以外の家庭 1カ月2時間30分まで無料 <p>令和5年3月末現在 育児依頼会員総数 576人 育児提供会員総数 356人 両方会員 20人 育児延活動件数 5,359件 病児・病後児預かり件数 0件</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は初級講習会を2回実施し、44名の方が新たに提供会員となった。 <p>提供会員について、44人の入会に対し、49人の退会があり、結果5人の減少となっている。コロナ前は550人程の提供会員がいたが、コロナ</p>	<ul style="list-style-type: none"> より使いやすいサービスにするため、平成26年度から利用料の助成制度を開始している。 助成制度は、以下のとおり、ひとり親家庭に手厚い内容としている。 <ol style="list-style-type: none"> ひとり親家庭（児童扶養手当受給者） 1カ月5時間まで無料 ※令和5年度の1カ月の利用時間実績は 平均3時間25分 ①以外の家庭 1カ月2時間30分まで無料 <p>令和6年3月末現在 育児依頼会員総数 676人 育児提供会員総数 378人 両方会員 20人 育児延活動件数 4,806件 病児・病後児預かり件数 0件</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は初級講習会を2回実施し、30名の方が新たに提供会員となった。 <p>提供会員について、コロナ前は550人程の提供会員がおり、コロナ以降、令和2年度は427人、令和3年度は381人、令和4年度は376と会員数が減少していたが、令和5年度は増加となった。今後も、提供会員・依頼会員ともに増加となるよう努める。</p>

	<p>以降、令和2年度は427人、令和3年度は381人と会員数が減少している。令和4年度は減少となっているが、退会人数は少なくなり、入会人数が微増となっている。今後、提供会員・依頼会員ともに増加となるよう努める。</p>	
--	--	--

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-2㊦	項 目 保育所等以外での子育て支援
担当課	こどもえがお課	

事業概要

事業	児童クラブ運営事業
内容	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供する。市内 114 箇所（令和 2（2020）年 4 月）の児童クラブを設置している。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>令和4年度より 121 箇所で開催している。 なお、令和5年度からは3クラブ（みどり、高浜、荏原）増設により、124 箇所で開催している。</p> <p>施設数 121 箇所 利用児童数 5,399 人</p> <p>設置場所については、従来より児童の安全を最優先に考え、可能な限り学校敷地内での整備に取り組んでいる。今後も施設の安全管理をはじめ生活支援の面でも事故のないように支援に取り組んでいきたい。</p>	<p>令和5年度から 124 箇所で開催している。 なお、令和6年度からは2クラブ（北久米、清水）増設により 126 箇所で開催している。</p> <p>施設数 124 箇所（令和5年4月1日時点） 利用児童数 5,680 人</p> <p>設置場所については、従来から児童の安全を最優先に考え、可能な限り学校敷地内での整備に取り組んでいる。今後も、施設の安全管理をはじめ、生活支援の面でも事故のないように支援に取り組んでいきたい。</p>

施 策		【1. 子育て・生活支援】	
No.	1-3⑦	項 目	生活支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	ひとり親家庭日常生活支援事業
内容	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>利用件数 4件〔延べ12回・24時間〕 利用世帯 4世帯</p> <p>児童扶養手当の現況届時に「ひとり親家庭のしおり」を配付し、制度の周知広報に努めた。</p> <p>家庭生活支援員の派遣を希望する場合は、前もって派遣対象家庭として登録する必要があるが（年度毎に登録が必要）、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行った。</p>	<p>利用件数 4件〔延べ8回・16時間〕 利用世帯 4世帯</p> <p>児童扶養手当の現況届時に「ひとり親家庭のしおり」を配付し、制度の周知広報に努めた。</p> <p>家庭生活支援員の派遣を希望する場合は、前もって派遣対象家庭として登録する必要があるが（年度毎に登録が必要）、緊急を要する場合には、手続き等は事後とするなど弾力的な運用を行った。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-3⑦	項 目 生活支援
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	母子生活支援施設事業
内容	母子家庭の母と18歳未満の児童又はこれに準ずる事情のある母子が、安心して生活していくことができるように、母子生活支援施設である松山市小栗寮への入所を実施し、自立促進のための生活支援を行う。
対象	母子

事業実施状況

	参 考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 母子支援員と入所している母子家庭の母の面談等の実施により、自立に向けて取り組む。 精神的ケアを要す世帯やDV被害等により保護が必要な世帯への支援を行う。 <p>入所世帯（R5年3月末時点）7世帯（16名）</p> <p>母子生活施設においては、一定期間の入所を経て母が自立できるよう、母と相談をしながら生活の基盤等を整えている。現在は毎年度の入所・退所数が同数程度となっており、入所世帯が定着しているように見えるが、若干の入所者の変動はある。入所に至っていないものの、入所に関する相談は一定数あることから、周知は行っているものと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子支援員と入所している母子家庭の母の面談等の実施により、自立に向けて取り組む。 精神的ケアを要す世帯やDV被害等により保護が必要な世帯への支援を行う。 <p>入所世帯（R6年3月末時点）9世帯（22名）</p> <p>母子生活施設においては、一定期間の入所を経て母が自立できるよう、母と相談をしながら生活の基盤等を整えている。現在は毎年度の入所・退所数が同数程度となっており、入所世帯が定着しているように見えるが、若干の入所者の変動はある。入所に至っていないものの、入所に関する相談は一定数あることから、周知は行っているものと考えている。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-3㊦	項 目 生活支援
担当課	住宅課	

事業概要

事業	市営住宅入居申込の優遇措置
内容	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯を含む高齢者世帯などの優先対象世帯のみで優先枠の入居抽選を行ったのちに、優先対象世帯とその他の世帯で優先枠以外の入居抽選を実施する。母子専用住宅を20戸設置しており、母子家庭の状況に配慮した住環境を整える。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>「定期募集・随時募集・特定入居」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居申込数 603 世帯 (うちひとり親世帯数) 88 世帯 ・入居世帯数 83 世帯 (うちひとり親世帯数) 19 世帯 <p>母子専用住宅入居率 (令和5年3月31日時点) 90% (20戸中18戸入居中)</p> <p>令和3年度と比較して全体の募集戸数が減ったことに伴い、入居申し込み数が減少したものと思われる。今後においては、全体の募集戸数の増加に努め、ひとり親世帯の入居申し込みの増加につなげていきたい。また、さらなる優遇措置について、ひとり親世帯以外の配慮が必要な世帯との公平性も考慮し、今後の優遇措置のあり方について検討していきたい。</p>	<p>「定期募集・随時募集・特定入居」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居申込数 760 世帯 (うちひとり親世帯数) 102 世帯 ・入居世帯数 130 世帯 (うちひとり親世帯数) 25 世帯 <p>母子専用住宅入居率 (令和6年3月31日時点) 95% (20戸中19戸入居中)</p>

施 策		【1. 子育て・生活支援】	
No.	1-3㊦	項 目	生活支援
担当課	子育て支援課・生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課		

事業概要

事業	松山市子ども健全育成事業（土曜塾）
内容	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	毎週土曜日に市内3ヶ所で「松山市子ども健全育成事業（土曜塾）」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に、令和4年4月1日時点で児童扶養手当支給世帯のうち、中学生がいる世帯（1,362世帯）に対しチラシ及び申込書を送付 ひとり親世帯116名の登録（全部75名、一部41名）、延べ1,701人の参加 	毎週土曜日に市内3ヶ所で「松山市子ども健全育成事業（土曜塾）」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月に、令和5年4月1日時点で児童扶養手当支給世帯のうち、中学生がいる世帯（1,315世帯）に対しチラシ及び申込書を送付 ひとり親世帯127名の登録（全部78名、一部49名）、延べ1,547人の参加

施 策 【1. 子育て・生活支援】			
No.	1-4㉞	項 目	相談機能の充実
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実
内容	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・子どもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。また、法律知識を要する専門的な相談に対しては、弁護士による相談を行う。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	(母子父子自立支援員) 相談処理件数 2,493 件 (弁護士) ※無料 (1回あたり1時間程度) 相談件数 0 件	(母子父子自立支援員) 相談処理件数 2,162 件 (弁護士) ※無料 (1回あたり1時間程度) 相談件数 0 件

施 策 【1. 子育て・生活支援】			
No.	1-4①	項 目	相談機能の充実
担当課		こども相談課	

事業概要

事業	総合相談事業
内容	0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口として、子育て、発達、虐待、いじめ、不登校、問題行動などの様々な相談や、妊娠出産に関する悩みを抱える方からの相談を受け付け、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状況	<p>・0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口である「子ども総合相談」では、不登校に関する相談が最も多く、電話や来所面談、家庭訪問により、子どもや保護者の思いを傾聴し個々の状況に応じて学校や教育支援センター事務所、医療機関等の関係機関と連携し支援を行っている。</p> <p>・シングル妊婦、若年妊婦なども含む養育支援が特に必要な家庭に対しては、家庭訪問等により養育に関する助言や情報提供を行う。妊娠期から子育て期まで寄り添った支援を行うことで虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。</p> <p>令和4年度に支援を実施した児童数 3,003人 令和4年度に支援を実施した特定妊婦数 200人 合計 3,203人 令和4年度目標値 支援対象人数 2,473人</p> <p>養育支援訪問を実施した世帯数 781世帯 養育支援訪問を実施した世帯の延訪問数 2,591回 令和4年度目標値 訪問件数 3,000回</p> <p>当事務所には、保健師、保育士、心理判定員、社会福祉士及び精神</p>	<p>・0歳～18歳までの子どもに関する総合的な相談窓口である「子ども総合相談」では、不登校に関する相談が最も多く、電話や来所面談、家庭訪問により、子どもや保護者の思いを傾聴し個々の状況に応じて学校や教育支援センター事務所、医療機関等の関係機関と連携し支援を行っている。</p> <p>・シングル妊婦、若年妊婦なども含む養育支援が特に必要な家庭に対しては、家庭訪問等により養育に関する助言や情報提供を行う。妊娠期から子育て期まで寄り添った支援を行うことで虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努める。</p> <p>令和5年度に支援を実施した児童数 3,270人 令和5年度に支援を実施した特定妊婦数 180人 合計 3,450人 令和5年度目標値 支援対象人数 3,278人</p> <p>養育支援訪問を実施した世帯数 815世帯 養育支援訪問を実施した世帯の延訪問数 2,711回 令和5年度目標値 訪問件数 3,000回</p>

	<p>保健福祉士など様々な専門職を配置している。相談については、学校や教育支援センター事務所、医療機関等の関係機関と連携しながら対応している。様々なニーズを捉え、今後も専門職の配置を検討していく。なお、スクールソーシャルワーカーの検討については、教育委員会の所管であるため、子ども総合相談センター事務所に配置することはできない。</p>	
--	--	--

施 策 【1. 子育て・生活支援】

No.	1-5㉞	項 目	情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
担当課	子育て支援課及び関係各課		

事業概要

事業	「ひとり親家庭のしおり」等を通じた情報提供
内容	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れがないようチラシによる案内を行う。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、児童扶養手当の現況届け時に全員に配布を行い、制度の周知広報に努めた。配布数約8,000部。 ・養育費に関して離婚前や離婚届提出時に市民課等の窓口で、「子どもの養育に関する合意書作成の手引き」をお渡しするほか、各種窓口パンフレットを設置したり、市のホームページに掲載するなど、様々な周知に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭のしおり」を市のホームページに掲載するとともに、児童扶養手当の現況届け時に全員に配布を行い、制度の周知広報に努めた。配布数 約8,000部。 ・養育費に関して離婚前や離婚届提出時に市民課等の窓口で、「子どもの養育に関する合意書作成の手引き」をお渡しするほか、各種窓口パンフレットを設置したり、市のホームページに掲載するなど、様々な周知に努めた。

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-5④	項 目 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
担当課	子育て支援課・生活福祉総務課	

事業概要

事業	民生委員児童委員等との連携強化
内容	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>児童扶養手当申請時の家庭状況の申し立て内容の事実確認について、民生児童委員に依頼するなど、連携のもとに母子家庭等の支援に取り組んだ。</p> <p>※母子父子寡婦福祉資金貸付について、申請時に母子及び保証人に関する意見書の作成について民生児童委員に依頼するなど連携を行ってきたが、他市において申請時に児童委員との面談や証明書の提出は求めていることを踏まえ、令和4年12月より貸付申請に関する証明書を廃止とした。連帯保証人へは自立支援員より、保証人になった事実を確認している。</p>	<p>児童扶養手当申請時の家庭状況の申し立て内容の事実確認について、民生児童委員に依頼するなど、連携のもとに母子家庭等の支援に取り組んだ。</p> <p>※母子父子寡婦福祉資金貸付について、申請時に母子及び保証人に関する意見書の作成について民生児童委員に依頼するなど連携を行ってきたが、他市において申請時に児童委員との面談や証明書の提出は求めていることを踏まえ、令和4年12月から貸付申請に関する証明書を廃止とした。連帯保証人へは自立支援員から、保証人になった事実を確認している。</p>

施 策 【1. 子育て・生活支援】		
No.	1-5㉞	項 目 情報提供の充実・関係機関団体との連携強化
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	関係機関・団体との連携強化
内容	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参 考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで開催された中国・四国地区婦人保護事業研究協議会に参加し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について学んだ。また、子育て支援課で窓口・相談業務を担当している職員が、愛媛県主催の研修会や連絡会に参加し、事例検討を通して支援者への対応方法を学んだり、要保護児童対策関係機関研修会や法テラス愛媛地方協議会等にも参加し、各関係機関との情報共有を行ったりした。 ・愛媛県総合福祉支援センターや愛媛県男女共同参画センター、警察と連携し、DV被害者の支援に取り組んだ。 ・福祉・子育て相談窓口内でのDV被害に関する取扱い延べ件数 117件 ・さまざまな角度から検討を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所などの関係機関が随時参集し、出来る限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。 ・様々な機関と連携した支援を行う中で、相談者自身のDVに対する認識が異なり、自身の判断で捉えている幅も広く、対応に苦慮しているところがある。また、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定や配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律が一部改正され、令和6年4月1日から施行される。法律に基づいた支援を行っていく中で、新たな課題も出てくるものと捉えており、今後も各機関との連携に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県で開催された全国婦人相談員連絡協議会に参加し、困難な問題を抱える女性への支援の在り方や女性相談支援員の役割、共同親権等について学んだ。また、愛媛県主催の研修会や連絡会に参加し、事例を通して支援者への対応や課題解決を学んだり、要保護児童対策関係機関研修会やオンラインで開催された全国フォーラム等にも参加し、各関係機関との情報共有を行ったりした。 ・愛媛県総合福祉支援センターや愛媛県男女共同参画センター、警察と連携し、DV被害者の支援に取り組んだ。 ・福祉・子育て相談窓口内でのDV被害に関する取扱い延べ件数 106件 ・さまざまな角度から検討を要する個別の支援事案については、警察や学校、児童相談所などの関係機関が随時参集し、出来る限りの支援策について協議し、連携して取り組んだ。 ・様々な機関と連携した支援を行う中で、相談者自身のDVに対する認識が異なり、自身の判断で捉えている幅も広く、対応に苦慮しているところがある。また、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定や配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律が一部改正され、令和6年4月1日から施行される。法律に基づいた支援を行っていく中で、新たな課題も出てくるものと捉えており、今後も各機関との連携に努めていく。

施 策		【2. 就業支援】	
No.	2-6㉞	項 目	能力向上のための支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	自立支援教育訓練給付金支給事業
内容	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>事業修了者 13人 就業者数 12人</p> <p>受講講座の13人の内訳は、看護師が2人、介護職員初任者研修が1人、介護福祉士実務者研修が2人、社会福祉士が1人、医療事務講座が1人、宅地建物取引士が1人、建築CAD検定2級が2人、Webクリエイター能力認定試験が2人、Illustratorクリエイター能力認定試験が1人。就業状況については、6人が取得した資格に関連する事業所へ就職し、6人が取得した資格に関連する事業所へ継続勤務となった。</p> <p>広報活動については、児童扶養手当現況届の時期のパンフレット配布や公共職業安定所と案内等の面で連携を行っている。</p> <p>また、専門実践教育訓練対象講座について、12人から給付金の指定講座申請があった。</p> <p>なお、修了者のうち就業しなかった人は1人だが、その理由は「講座は修了したが試験に合格できなかった」ため。その後、母子・父子自立支援員と相談し、現在は高等職業訓練促進給付金等支給事業を利用して、資格取得に向け修業している。</p>	<p>事業修了者 20人 就業者数 20人</p> <p>受講講座の20人の内訳は、看護師が7人、介護職員初任者研修が2人、介護福祉士実務者研修が2人、社会福祉士が1人、医療事務講座が2人、登録販売者が1人、ケアマネジャーが1人、精神保健福祉士が1人、鍼灸師が1人、Microsoft Office Specialistが1人、Webクリエイター能力認定試験が1人。就業状況については、8人が取得した資格に関連する事業所へ就職し、12人が取得した資格に関連する事業所へ継続勤務となった。</p> <p>広報活動については、児童扶養手当現況届の時期のパンフレット配布や公共職業安定所と案内等の面で連携を行っている。</p> <p>また、専門実践教育訓練対象講座について、5人から給付金の指定講座申請があった。</p>

施 策 【2. 就業支援】			
No.	2-6①	項 目	能力向上のための支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	高等職業訓練促進給付金等支給事業
内容	国家資格の専門的な資格取得を目指し、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>利用者数（受給者数） 44人 （3年度から継続支給27人、新規受給17人） 修了者数 21人 （うち就業者数 20人、就職率95%） 令和5年度以降の継続者数 18人 受給者の主な資格は、准看護師8人、看護師17人で約57%となっており、その他は鍼灸師、保育士などである。また、情報通信関係等の民間資格も対象資格としたことで、建築CAD検定2級2人、Webクリエイター能力認定試験2人、Illustrator能力認定試験1人が資格を取得した。修了者の雇用形態の内訳は、正社員15人、契約社員5人であり、取得した資格を活かした就労先になっている。</p> <p>令和3年度から、支給期間について、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業するときは、それぞれの養成機関に修業する期間を通算して36月→48月上限とした。また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、令和4年度も引き続き、訓練受講期間を1年以上から6月以上に柔軟化し、国家資格に加え、情報通信関係等の民間資格も対象資格とした。</p>	<p>利用者数（受給者数） 44人 （4年度から継続支給26人、新規受給18人） 修了者数 16人 （うち就業者数 16人、就職率100%） 令和6年度以降の継続者数 27人 受給者の主な資格は、准看護師10人、看護師15人で約57%となっており、その他は鍼灸師、美容師などである。また、情報通信関係等の民間資格も対象資格としたことで、Microsoft Office Specialist1人、Webクリエイター能力認定試験1人資格を取得した。修了者の雇用形態の内訳は、正社員16人であり、取得した資格を活かした就労先になっている。</p> <p>令和3年度から、支給期間について、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を修了した者が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業するときは、それぞれの養成機関に修業する期間を通算して36月→48月上限とした。また、デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、令和5年度も引き続き、訓練受講期間を1年以上から6月以上に柔軟化し、国家資格に加え、情報通信関係等の民間資格も対象資格とした。</p>

施 策 【2. 就業支援】

No.	2-6㉞	項 目	能力向上のための支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	就業支援講習会等事業
内容	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習・介護職員初任者研修講習会等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。
対象	母子・父子・寡婦とその子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座 申 込 者 12 人 講習修了者 8 人 ・介護職員初任者研修 申 込 者 2 人 講習修了者 2 人 <p>※講習会の定員は各10人程度。介護職員初任者研修は2名と、令和3年度から大幅減となった。利用対象者に幅広く本事業を知っていただけるよう、令和5年度は児童扶養手当の現況届時に「ひとり親家庭のしおり」にチラシを挟んで配付するなど、制度の周知広報に努めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン講座 申 込 者 13 人 講習修了者 11 人 ・介護職員初任者研修 申 込 者 2 人 講習修了者 ー <p>※講習会の定員は各10人程度。介護職員初任者研修は、受講申込者数少人数により事業中止となった。</p>

施 策 【2. 就業支援】			
No.	2-6㊥	項 目	能力向上のための支援
担当課	ふるさと納税・経営支援課		

事業概要

事業	資格取得等助成金事業
内容	資格取得や職業能力の開発向上のために、厚生労働大臣が指定する訓練講座を受講・修了した求職者を対象に、訓練講座受講に係る費用の一部を助成金として支給する。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>国の給付制度を受給できない求職者を対象とし、資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座）に係る費用の一部を助成金として支給しています。</p> <p>【令和4年度実績】（令和5年3月31日現在） 認定者数 8名 支給者数 5名 就職者数 2名（非正規1名）</p> <p>（※講座終了が年度を超える場合や、講座終了後に就職活動を行う求職者が多く、認定・支給を受けてすぐに就職に至らないケースが多いため、追跡調査を行い、就職状況を確認している。上記実績はR5.3末の数字であるため、就職者数は増加する見込みである）</p>	<p>国の給付制度を受給できない求職者を対象とし、資格取得や職業能力の開発・向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座）受講に係る費用の一部を助成金として支給しています。</p> <p>【令和5年度実績】（令和6年3月31日現在） 認定者数 5名 [うち対象者数は不明] 支給者数 3名 [うち対象者数は不明] 就職者数 1名（非正規1名）[うち対象者数は不明]</p> <p>（※講座終了が年度を超える場合や、講座終了後に就職活動を行う求職者が多く、認定・支給を受けてすぐに就職に至らないケースが多いため、追跡調査を行い、就職状況を確認している。上記実績はR6.3末の数字であるため、就職者数は増加する見込みである）</p> <p>※上記実績は制度全体の実績。 本助成金の対象者は、母子・父子・寡婦に限定したものではなく、申請時に家庭環境が確認できる書類の提出は求めているため、母子・父子・寡婦の実績は不明。</p>

施 策		【2. 就業支援】	
No.	2-6㊦	項 目	能力向上のための支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業
内容	高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>・ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、「ひとり親家庭のしおり」や松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知した。</p> <p>令和4年度実績 利用件数 1件</p>	<p>・ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、「ひとり親家庭のしおり」や松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知した。</p> <p>令和5年度実績 利用件数 1件</p>

施 策		【2. 就業支援】	
No.	2-7㊦	項 目	就業機会の創出支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業
内容	児童扶養手当を受給している方の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>策定件数 10 件</p> <p>就労相談や資格取得に伴う給付金受給者等に対し、本事業の利用案内を行い、総合的な支援として活用した。 (ひとり親家庭のしおりや松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知したほか、求職・就職について相談に来られたひとり親家庭の親、寡婦の方に対し、母子・父子自立支援員がハローワークと連携のうえ、支援対象者に寄り添った職業相談等を行った。)</p>	<p>策定件数 4 件</p> <p>就労相談や資格取得に伴う給付金受給者等に対し、本事業の利用案内を行い、総合的な支援として活用した。 (ひとり親家庭のしおりや松山市ホームページにおいて相談窓口を掲載し、本事業を周知したほか、求職・就職について相談に来られたひとり親家庭の親、寡婦の方に対し、母子・父子自立支援員がハローワークと連携のうえ、支援対象者に寄り添った職業相談等を行った。)</p>

施 策		【2. 就業支援】	
No.	2-7①	項 目	就業機会の創出支援
担当課	企業立地・産業創出課		

事業概要

事業	テレワーク在宅就労促進事業（就労奨励金・発注奨励金の交付）
内容	就職困難者及び在宅で働くことを希望する人の雇用機会の創出及び拡大を図るため、テレワークによる在宅で業務を行う人を雇用等する指定事業所に対し就労奨励金を、その指定事業所に在宅就労業務を発注する事業者に対し、発注額の10%を奨励金とする発注奨励金を交付する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p><松山市テレワーク在宅就労促進事業> テレワークの更なる拡大のため常用雇用やパートや個人請負等で就業させる事業所に対して就労奨励金を、テレワーク業務の受注量の安定的確保のため発注先に対する発注奨励金を交付した。</p> <p>指定事業所 7社（就労奨励金交付件数 1社…11名） 発注奨励金交付件数 16件</p> <p>【過年度からの交付件数の減少理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労奨励金 事業所を指定事業所に選定後、5年間奨励金を支給できる制度であるが、2社のうち1社が令和3年度に最終年度である5年目を迎え、新規指定事業所の申請が無かったことによるもの。 ・発注奨励金 指定事業者への発注事業者数の微減。 	<p><松山市テレワーク在宅就労促進事業> テレワークの更なる拡大のため常用雇用やパートや個人請負等で就業させる事業所に対して就労奨励金を、テレワーク業務の受注量の安定的確保のため発注先に対する発注奨励金を交付した。</p> <p>指定事業所 7社（就労奨励金交付件数 1社…10名） 発注奨励金交付件数 13件</p> <p>【過年度からの交付件数の減少理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注奨励金 指定事業者への発注事業者数の微減。

施 策		【3. 養育費確保等の支援】	
No.	3-8㉞	項 目	養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	養育費の支払（取得）に関する情報提供と広報・啓発活動
内容	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払（取得）に関する啓発をする。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。

施 策 【3. 養育費確保等の支援】		
No.	3-8㊦	項 目 養育費に係る情報提供と広報・啓発活動の推進
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	面会交流に関する情報提供と広報・啓発活動
内容	子どもの立場からの面会交流について、広報・啓発活動をする。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。	「ひとり親家庭のしおり」において、各種相談として特別相談事業、養育費相談の窓口を掲載している。 また、松山市ホームページにも養育費相談窓口を掲載している。

施 策		【3. 養育費確保等の支援】	
No.	3-9㉞	項 目	養育費や面会交流等に係る相談体制の充実
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	母子・父子自立支援員等による相談の充実
内容	母子・父子自立支援員等が、情報提供や助言を行い、状況に応じ弁護士による法律相談を行うなど養育費確保の促進に努める。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>養育費について母子・父子自立支援員から弁護士等の専門家へ繋いだ実績はないが、1-4㉞「母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実」の実績にあるように、令和4年度は、2,493件の相談を受けており、生活援護に関する相談（貸付等）が1,736件、児童に関する相談（養育等）が32件であった。相談の中には経済的なものも含まれており、生活費の収支など現在の状況の総合的な聞き取りを行い、そのなかで必要に応じて養育費に関する助言を行うケースもある。母子・父子の自立に向けて引き続き養育費の確保についても適宜対応していく。</p>	<p>養育費について母子・父子自立支援員から弁護士等の専門家へ繋いだ実績はないが、1-4㉞「母子・父子自立支援員等、弁護士による相談の充実」の実績にあるように、令和5年度は、2,162件の相談を受けており、生活援護に関する相談（貸付等）が1,361件、児童に関する相談（養育等）が26件であった。相談の中には経済的なものも含まれており、生活費の収支など現在の状況の総合的な聞き取りを行い、そのなかで必要に応じて養育費に関する助言を行うケースもある。母子・父子の自立に向けて引き続き養育費の確保についても適宜対応していく。</p>

施 策 【3. 養育費確保等の支援】		
No.	3-9①	項 目 養育費や面会交流等に係る相談体制の充実
担当課	子育て支援課	

事業概要

事業	専門相談員による相談の実施
内容	養育費の取り決めや確保、子どもの面会交流について、専門相談員による相談を実施する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>養育費相談事業において、養育費確保の専門相談窓口の設置や養育費確保等の普及・啓発活動に取り組んだ。</p> <p>専門相談件数 10件 婦人相談件数 49件</p> <p>内、養育費に関する相談42件、面会交流に関する相談17件。</p> <p>国が令和元年度に創設した「離婚前後親支援モデル事業」を受けて、令和4年度初めて、松山市離婚前後親支援講座を開催した。 第1回：令和4年9月4日（日）13:00～16:30（参加者：6組） 第2回：令和5年1月15日（日）14:00～15:30（参加者：4組）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演：養育費等相談支援センター（FPIC）から講師を迎え、離婚、ひとり親家庭の現状を踏まえた上で、養育費、面会交流の重要性を説明いただいたり、不履行への対応策の具体例を示していただいた。 個別相談：FPIC 松山ファミリー相談室の相談員が個人に寄り添って悩み相談に応じた。 	<p>養育費相談事業において、養育費確保の専門相談窓口の設置や養育費確保等の普及・啓発活動に取り組んだ。</p> <p>専門相談件数 14件 婦人相談件数 38件</p> <p>内、養育費に関する相談39件、面会交流に関する相談8件、その他相談5件。</p> <p>国が令和元年度に創設した「離婚前後親支援モデル事業」を受けて、令和4年度に引き続き、松山市離婚前後親支援講座を開催した。 第1回：令和5年10月29日（日）13:00～17:30（参加者：11組） 第2回：令和6年3月13日（水）・14（木）各9:00～17:00（参加者：7組）</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演：養育費等相談支援センター（FPIC）から講師を迎え、離婚、ひとり親家庭の現状を踏まえた上で、養育費、面会交流の重要性を説明いただいたり、不履行への対応策の具体例を示していただいた。 個別相談：FPIC 松山ファミリー相談室の相談員が個人に寄り添って悩み相談に応じた。

施 策 【4. 経済的支援】

No.	4-10㉞	項 目	子育て世帯等への経済的支援
-----	-------	-----	---------------

担当課	子育て支援課
-----	--------

事業概要

事業	児童扶養手当支給事業
----	------------

内容	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。
----	---

対象	母子・父子
----	-------

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	児童扶養手当受給資格者 (R5) 5,118 人	児童扶養手当受給資格者 (R6) 5,032 人
	うち 手当全部支給者 2,653 人	うち 手当全部支給者 2,000 人
	手当一部支給者 1,909 人	手当一部支給者 1,850 人
	手当支給停止者 556 人	手当支給停止者 591 人
	※手当の請求者又は扶養義務者及び配偶者の前年の所得が所得制限額以上の場合、手当が支給停止となる。 ・本人の所得制限額以上による支給停止 436 人 ・扶養義務者の所得制限額以上による支給停止 120 人	※手当の請求者又は扶養義務者及び配偶者の前年の所得が所得制限額以上の場合、手当が支給停止となる。 ・本人の所得制限額以上による支給停止 467 人 ・扶養義務者の所得制限額以上による支給停止 124 人

施 策		【4. 経済的支援】	
No.	4-10①	項 目	子育て世帯等への経済的支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	ひとり親家庭医療助成事業
内容	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み状況	受給対象者 13,548人 (親:5,818人 子:7,730人) 助成額 600,461,332円 助成件数 186,733件 ※前年の所得が所得制限額以上の場合、児童等を含め現年7月から翌年6月までの助成を受けることができなくなる。 ・所得超過による資格喪失者 148世帯	受給対象者 13,160人 (親:5,699人 子:7,461人) 助成額 654,076,769円 助成件数 203,893件 ※前年の所得が所得制限額以上の場合、児童等を含め現年7月から翌年6月までの助成を受けることができなくなる。 ・所得超過による資格喪失者 178世帯

施 策 【4. 経済的支援】			
No.	4-10㊦	項 目	子育て世帯等への経済的支援
担当課		学校教育課	

事業概要

事業	就学の援助
内容	児童扶養手当受給者等を対象に、経済的な理由で公立小・中学校に児童・生徒を就学させることが困難な保護者に対して、学用品費・給食費などの援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	<p>ひとり親家庭 就学援助認定児童数（小学生）2,093人 就学援助認定生徒数（中学生）1,307人</p> <p>・令和5年度新入学児童生徒を対象として、新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の支給時期の前倒しを実施</p> <p>ひとり親家庭 新小学1年生（就学予定者） 136人 新中学1年生（小学6年生） 350人</p>	<p>ひとり親家庭 就学援助認定児童数（小学生）2,033人 就学援助認定生徒数（中学生）1,252人</p> <p>・令和6年度新入学児童生徒を対象として、新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の支給時期の前倒しを実施</p> <p>ひとり親家庭 新小学1年生（就学予定者） 137人 新中学1年生（小学6年生） 389人</p> <p>経済的な理由で公立の小学校及び中学校（中等教育学校前期課程を含む）への就学が難しい児童・生徒の保護者を対象に、入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）をはじめ、学用品費の一部や給食費、修学旅行費などを支援する就学援助を行っている。</p> <p>入学準備金は、小学校及び中学校それぞれの入学時期に支援を行い、また、学用品費の一部や給食費などは毎年支援を受けることができる。就学援助には要件があり、支援が必要な場合は、児童生徒が通学している学校を通じて毎年申請が必要となり、提出時期に合わせて適宜周知を行っている。</p> <p>過年度に比べ、各数値の増減理由については、生徒児童の減少及び家庭環境の変化に伴うものであると考えられる。</p>

施 策 【4. 経済的支援】			
No.	4-10㊦	項 目	子育て世帯等への経済的支援
担当課		子育て支援課	

事業概要

事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
内容	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の資金の貸付を行う。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状況	(貸付実績) 事業開始 0件	(貸付実績) 事業開始 0件
	事業継続 0件	事業継続 0件
	修学資金 66件	修学資金 48件
	技能習得資金 6件	技能習得資金 3件
	修業資金 6件	修業資金 8件
	就職支度 0件	就職支度 0件
	生活資金 14件	生活資金 5件
	住宅資金 1件	住宅資金 0件
	転宅資金 3件	転宅資金 4件
	就学支度資金 53件	就学支度資金 56件
合 計 149件 (内、新規貸付 95件)	合 計 124件 (内、新規貸付 87件)	
(徴収率) 令和3年度 令和4年度 R4. 3. 31時点 46. 2% → R5. 3. 31時点 44. 89% (R5. 4. 25時点 45. 25%)	(徴収率) 令和4年度 令和5年度 R5. 3. 31時点 44. 89% → R6. 3. 31時点 45. 92% (R5. 4. 19時点 48. 48%)	
R4 償還額 (償還率) 現年：166, 424, 264円 (86. 1%) 過年：28, 510, 913円 (11. 83%) 合計：194, 935, 177円 (44. 89%)	R5 償還額 (償還率) 現年：153, 981, 261円 (87. 03%) 過年：29, 899, 540円 (13. 38%) 合計：183, 880, 801円 (45. 92%)	
債権徴収員4名を中心に連帯保証人を含めた交渉、高額滞納者への弁護士委任で債権回収を行っている。	債権徴収員4名を中心に連帯保証人を含めた交渉、高額滞納者への弁護士委任で債権回収を行っている。	

施 策		【4. 経済的支援】	
No.	4-10㊦	項 目	子育て世帯等への経済的支援
担当課	子育て支援課		

事業概要

事業	子育て支援サービス利用料の助成事業
内容	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成する。ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に助成額を増額する。
対象	母子・父子・寡婦

事業実施状況

	参 考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	ファミリー・サポート・センター事業 ・1カ月2時間30分まで無料 （児童扶養手当受給者は1カ月5時間までの利用料が無料） 令和4年度実績 助成分の活動件数 4,950 件 （うち児童扶養手当受給者 742 件）	ファミリー・サポート・センター事業 ・1カ月2時間30分まで無料 （児童扶養手当受給者は1カ月5時間までの利用料が無料） 令和5年度実績 助成分の活動件数 4,745 件 （うち児童扶養手当受給者 560 件）
	イクじい・ばあばママサービス ・1カ月5時間までの利用料金が半額 （児童扶養手当受給者は1カ月10時間までの利用料が半額） 令和4年度実績 助成分の活動件数 373 件 （うち児童扶養手当受給者 7 件）	イクじい・ばあばママサービス ・1カ月5時間までの利用料金が半額 （児童扶養手当受給者は1カ月10時間までの利用料が半額） 令和5年度実績 助成分の活動件数 573 件 （うち児童扶養手当受給者 62 件）

施 策 【4. 経済的支援】		
No.	4-10㉦	項 目 子育て世帯等への経済的支援
担当課	子育て支援課・生活福祉総務課・生活福祉業務第1課・生活福祉業務第2課	

事業概要

事業	松山市子ども健全育成事業（土曜塾）
内容	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。
対象	母子・父子

事業実施状況

	参考 令和4年度 実績	令和5年度 実績
取り組み 状 況	毎週土曜日に市内3ヶ所で「松山市子ども健全育成事業（土曜塾）」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に、令和4年4月1日時点で児童扶養手当支給世帯のうち、中学生がいる世帯（1,362世帯）に対しチラシ及び申込書を送付 ひとり親世帯116名の登録（全部75名、一部41名）、延べ1,701人の参加 	（再掲：No. 1-3㊥）